

マイナンバー制度運用開始から 1年を振り返る 民間法人の観点から



塚田秀俊

CONTENTS

- I マイナンバー制度概略
- II マイナンバー通知と税分野における方針変更
- III 民間法人におけるマイナンバー収集状況
- IV 民間法人における安全管理措置の構築とマイナンバー取扱業務の外部委託について
- V 税と雇用保険分野におけるマイナンバー利用について
- VI 健康保険へのマイナンバー制度導入対応について
- VII マイナンバーに関する事案発生状況と安全管理措置の再点検について

要約

- 1 マイナンバー制度開始に伴い民間法人が実施すべきこと、2015年中の出来事（通知カードの交付、税分野における方針変更）を振り返る。
- 2 民間法人におけるマイナンバー収集について、「方法・実施時期・収集状況・提供拒否」というポイントからレポートする。
- 3 民間法人における安全管理措置構築のポイントと、マイナンバー取扱業務プロセスごとの外部委託状況について考察する。
- 4 税制改正や施行令の改正に伴う税・雇用保険分野におけるマイナンバーの取り扱いに関する変更点について解説する。
- 5 2017年開始の健康保険分野におけるマイナンバー制度の直近情報を紹介する。
- 6 マイナンバーの取り扱いに関する事案発生状況や、個人情報の漏えい事件を契機とした安全管理措置の再点検について解説する。

I マイナンバー制度概略

まずはおさらいの意味を含め、「マイナンバー制度」について簡単に解説をしたい。マイナンバー制度の正式名称は、「社会保障・税番号制度」である。マイナンバーは住民登録されている個人に発番され、12桁の数字から構成されている。マイナンバーを示す書類は、「通知カード」「マイナンバーカード」「マイナンバー記載の住民票または住民票記載事項証明書」である。マイナンバーは原則として生涯変わることはないが、漏えいなどが発生し、マイナンバーが不正に用いられる恐れがある場合には当該個人または市区町村長が職権で変更することができる。マイナンバーの利用分野は、税・社会保障・災害対策分野に限定されている。民間法人はマイナンバー制度において関係事務実施者として位置づけられ、番号利用法および関連法令で求められている事項（後述）を実施することとされている。またマイナンバーおよびマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報という）は厳格な管理が要請され、個人情報保護委員会による監視・監督が実施されている。

〈民間法人が実施を求められている事項〉

- 個人からマイナンバーの提供を受ける際に本人確認（番号確認および身元確認）を実施する義務
- 提供を受けたマイナンバーに対する安全管理措置の構築
- 所定行政提出書類へのマイナンバー記載
- 不要となったマイナンバーの廃棄

すなわち、民間法人はマイナンバー制度開始に伴い安全管理措置を構築した上で「収集

表1 マイナンバーと法人番号比較表

| マイナンバー | 比較項目 | 法人番号 |
|-----------------------------|------------|--------------------------|
| 住民登録されている個人 | 付番対象 | 国の機関、地方公共団体、設立登記法人（会社）など |
| 12桁 | 桁数 | 13桁 |
| あり | 番号変更 | なし |
| 市区町村長が指定通知カードによる通知 | 指定および通知の方法 | 国税庁長官が指定法人番号指定通知書による通知 |
| 非公開 | 公開 | 原則公開 |
| 法律で規定された税、社会保障、災害対策に関する用途のみ | 用途 | 用途制限なし |

（＋本人確認）→保管→利用→廃棄」というプロセスを実施することとなったのである。

また、マイナンバー制度開始と同時に法人に対しても法人番号制度が開始された。法人番号は13桁の数字から構成されている。マイナンバーとの主な相違点は表1の通りである。

マイナンバー制度導入による期待効果は次の3点である。

- 公平・公正な社会の実現
- 行政の効率化
- 国民の利便性向上

マイナンバー制度のスケジュールを表2に簡単に記す。

今後もマイナンバーの利用範囲拡大に伴う

表2 マイナンバー制度スケジュール

| 時期 | 実施内容 |
|------------|-------------------------------|
| 2015年10月5日 | 通知カード交付および住民票などへの記載開始 |
| 2016年1月 | 税、雇用保険分野での利用開始 個人番号カード交付開始 |
| 2017年1月 | 健康保険分野での利用開始 |
| 未定 | 年金保険分野での利用開始 |
| 2018年 | 預金保険、税務調査での利用開始 |

民間法人の対応が必要となる見込みである。ここからは、マイナンバー制度について時系列に追っていききたい。

Ⅱ マイナンバー通知と 税分野における方針変更

マイナンバー制度運用開始に先立って2015年10月5日現在の住民基本台帳を基に通知カードが作成され、世帯単位に簡易書留で10月20日頃から送付された。約1億2000万枚の通知カードを約6000万世帯に約2カ月で配送するという国家プロジェクトであった。その中で誤配、配達時の紛失などが発生したが、配達規模からするとミスは少なかったという印象を受ける。また市区町村では10月5日よりマイナンバー記載の住民票発行事務がスタートしたが、一部市区町村では住民票自動交付機の設定ミスやマイナンバー記載要否の判断に不備が発生し、マイナンバー記載不要の住民票にマイナンバーを記載し、マイナンバーを再発行する事態が発生した。

また税関連では同年10月2日には所得税法施行規則等の改正により給与などの支払いを受けるものに交付する源泉徴収票などにはマイナンバー記載が不要となった。改正概要は

図1 2015年10月2日所得税法施行規則等改正概要

個人番号の記載が不要となる税務関係書類 (給与などの支払いを受けるものに交付するものに限る)

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・特定口座年間取引報告書
- ・未成年者口座年間取引報告書
- ・特定割引債の償還金の支払通知書

図1の通りである。この改正は多くの民間法人に多大な影響を与えた。

Ⅲ 民間法人における マイナンバー収集状況

民間法人におけるマイナンバー収集対象者は社員など(給与支払対象者)および報酬等支払先個人である。社員などのマイナンバー収集開始時期は、おおまかに3つに分類される。1つ目が2015年の年末調整に合わせた収集、2つ目が16年1～3月の収集、3つ目が16年4月以降の収集である。比率はいずれも30%程度である。既存社員などのマイナンバー収集については、当初の想定よりもスローペースで進捗している状況である。これは通知カードの配布が遅延したこと、15年10月2日の所得税法施行規則等の改正による影響だと思われる。

筆者が16年3～7月にかけて50社(製薬業、学校法人など)に聞き取り調査を実施した結果、おおむね70%～90%の収集状況である。一方、報酬等支払先個人についてはまだ収集を開始していない法人の比率が高い状況である。社員などについては法人への帰属意識があり本人へのアプローチも容易であることから収集は比較的容易であるが、パート・アルバイト、報酬等支払先については雇用流動性が高い、アプローチが難しいといった課題が存在する。またマイナンバーの提供については、制度上個人に対して提供義務を課していないため、提供拒否者が一部存在する状況となっている。提供拒否の理由としては、「マイナンバー制度に反対」「提供先の経営者を信用できない」「過去に個人情報えい洩に

よる被害に遭った」といったものが挙げられている。収集の方法は書面によるものが大半であったが、一部法人ではWeb、スマートフォンによる収集を実施している。書面による収集が大半を占めた理由としては、マイナンバー提供時の本人確認措置に関する公表が遅く、システム対応が間に合わないといったことが挙げられる。

金融機関では前述のほか、顧客のマイナンバー収集が必要となっているが、その大半を占める有価証券取引口座保有者のマイナンバー収集には3年間の猶予措置があることから、収集率はおおよそ10%程度の状況である。

IV 民間法人における安全管理措置の構築とマイナンバー取扱業務の外部委託について

マイナンバーおよびマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報という）の取り扱いに関しては、個人情報保護委員会が公表する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に準拠する必要がある。当ガイドラインが要請している講ずべき安全管理措置の内容は、A基本方針の策定、B取扱規程等の策定、C組織的安全管理措置、D人的安全管理措置、E物理的安全管理措置、F技術的安全管理措置である。民間法人では当該ガイドライン要請に基づき基本方針、取扱規程などを整備し、2015年12月頃から1月頃にかけて、基本方針をWebなどで対外公表しているケースが多い。

組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置の事例としては次の通りである。

〈組織的安全管理措置〉

- 特定個人情報取扱部署の指定
- 取扱者任命
- 取扱者からの誓約書の徴求など

〈人的安全管理措置〉

- 社内研修の実施
- マイナンバー検定試験の受験など

〈物理的安全管理措置〉

- 管理区域、取扱区域の指定および立ち入り制限の実施
- 特定個人情報取扱機器の指定および施錠などの盗難防止措置の実施

〈技術的安全管理措置〉

- 専用ユーザーIDやアクセス権限の追加
- 暗号化、パスワード保護など

このような安全管理措置を自社で短期間に構築することに対する懸念や、他法人と比較して過不足のない安全管理措置の実施を求めるニーズが発生し、ERPパッケージベンダー、事務機器メーカー、ソリューションベンダー、税理士法人らが、さまざまなマイナンバー関連のサービスの提供を開始した。外部委託の傾向としては表3の通りである。収集規模が大きい初期収集については、外部委託を選択した法人が多い一方、継続収集についてはその規模が初期収集と比較すると10%～20%程度であり、内製を選択する法人が比較的多い。また収集方法は、初期収集は書面が多数を占めたが、2017年以降の継続収集につ

表3 外部委託の傾向

| | | プロセス | 内製/外部委託 |
|-------|------|------|---------|
| 収集 | 初期収集 | | 外部委託 |
| | 継続収集 | | 内製 |
| 保管・廃棄 | | | 外部委託 |
| 利用 | | | 内製 |

いてはWeb、スマートフォンといったデバイス活用を検討している法人が一定数存在する。これはマイナンバーのデータ化、書面の保管・廃棄の手間の削減を勘案したいという意向が存在するものと思われる。また、利用について内製志向が強いのは、社内システムとの接続や社会保障分野を中心にシステム化されていない業務が存在するためだと思われる。このように、すべてのマイナンバー取扱業務を外部委託するのは困難であるのが現状である。

V 税と雇用保険分野におけるマイナンバー利用について

2016年1月より民間法人におけるマイナンバー利用が開始された。しかしながら、前述したように税分野においてマイナンバーを利用する業務は16年11月頃からの年末調整業務となる。一方雇用保険業務については16年1月より資格取得・資格喪失手続きで、16年2月より雇用保険給付関連事務手続きで本格的な

マイナンバー利用事務が開始された。

税分野では、「平成28年度税制改正」（2016年度）でマイナンバー記載対象書類の見直しが行われている。主な表4の通りである。改正の趣旨としてはマイナンバー記載対象書類の削減である。適用開始時期は2段階となっている。なお、税制改正適用前の書類にはマイナンバーの記載が必要であることも注意を要する。

所得税以外にも、相続・贈与税関係、消費税および間接諸税関係、酒税関係、納税証明書および納税手続関係などでマイナンバーの記載を要しなくなった。詳しくは国税庁のWebサイト^{注1}を参照されたい。

また、給与、公的年金または退職手当などの支払者に対して、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」「退職所得の受給に関する申告書」「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき「本人」「控除対象配偶者」「扶養親族等」のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿を備えているときは、その申告書にマイナンバーの記載を要しないとされた。

この特例により、事業者は従業員などからマイナンバーを都度収集する必要がなくなり、番号確認負担が低減されるとともに、書類の紛失に伴う特定個人情報の情報漏えいリスクが軽減されることとなる。

しかしながら適用は2017年度（平成29年度）以降の所得税に対してのものであり、16年度（平成28年度）については、国税庁FAQ Q1-5-1の対応を別途実施する必要がある。FAQの内容は図2の通りである。

表4 「平成28年度税制改正」（2016年度）に伴いマイナンバー不要となった書類（所得税関連）

| 平成28年4月1日以降適用開始の主な書類名 |
|-----------------------------------|
| 給与所得者の保険料控除申告書 |
| 給与所得者の配偶者特別控除申告書 |
| 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書 他 |
| 平成29年1月1日以降適用開始の主な書類名 |
| 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書 |
| 所得税の青色申告承認申請書 |
| 所得税の青色申告承認申請書（兼）現金主義の所得計算による旨の届出書 |
| 所得税の青色申告の取りやめ届出書 |
| 青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書 他 |

Q1-5-1 扶養控除等申告書の個人番号欄に「給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨の記載をすることで、マイナンバー（個人番号）の記載に代えることはできますか？

【答え】平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますので、前年と変更がない場合であっても、原則、マイナンバー（個人番号）の記載を省略することはできません。しかしながら、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバー（個人番号）については給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等のマイナンバー（個人番号）を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等のマイナンバー（個人番号）を記載しなくても差し支えありません。なお、給与支払者において保有しているマイナンバー（個人番号）とマイナンバー（個人番号）の記載が省略された者に係る扶養控除等申告書については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。

出所) 国税庁Webサイトより引用

ここでいう「給与支払者と従業員との間での合意に基づき……」とは、マイナンバーコールセンターに確認したところ、「年末調整書類の提出の際に従業員に説明され、合意されたことの事実が、後から追える状態である」ことである。すなわち「当該書類の余白に合意された証として、従業員の署名があることが求められている（捺印があればなお可）」という回答があった。

次に雇用保険分野におけるマイナンバー制度の運用状況について述べる。16年1月より雇用保険資格取得・喪失手続きにおいて、民間法人におけるマイナンバー番号利用事務が開始された。しかしながら、雇用保険給付関連事務（高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書、育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書、介護休業給付金支給申請書）について、民間法人が申請者本人に助力して給付申請を行うケースで混乱が発生し、厚生労働省が急遽省令の見直しを行う事態が発生した。これは、雇用保険給付関連事務について、民間法人などが関係事務実施者と位置づけられておらず、民間法人が本

人を助力して給付申請する際、マイナンバー記載書類をハローワークが受け取ることができないといった制度設計上のミスから生じたものである。この混乱に対処するため、厚生労働省は2月16日に改正省令を施行し、雇用継続給付などの申請についても、事業者を「個人番号関係事務実施者」とすることとした。

このように、税、社会保障ともに制度運用開始直前・直後に見直しが発生している状況であり、今後も継続して制度運営に関する情報に注意する必要がある。

Ⅵ 健康保険へのマイナンバー制度導入対応について

健康保険分野におけるマイナンバー制度運用開始は2017年1月1日であるが、統合専用端末を利用した本格的な業務開始は17年7月の予定である。17年7月以降のシステムイメージは図3の通りである。

健康保険組合は、「統合専用端末」の導入と「統合専用端末を利用した事務構築」を17年6月末までに完了させる必要がある。以下

に健康保険組合におけるマイナンバー制度対応のポイントを記す。

1 統合専用端末導入

統合専用端末は図3の通り、健康保険業務におけるマイナンバー利用の要である。統合専用端末の導入に向けて、安全管理措置（情報漏えい対策）、業務変更、ネットワーク敷設、接続試験、移行、マイナンバー収集、機関別符号一斉取得といった一連の作業を2017年6月末までに完了する必要がある。現在想定されている作業スケジュールは図4の通りである。複数の作業が同時並行で実施されるので注意が必要だ。

2 組合員からのマイナンバー収集

マイナンバー収集の主体は、単独健保（企

業健保）と総合健保では異なる。収集の主体は表5の通りである。

収集対象者は、2017年1月1日現在の組合員全員分である。収集期限は17年1月31日となっている。マイナンバー収集時の本人確認は、単独健保の場合、事業者による身元確認の状況を勘案することが可能とされており、番号確認のみの実施も可能である。

また組合員からのマイナンバー収集方法は、3つの方法が可能とされている（表6）。

3 被保険者枝番の一斉取得

2017年5月以降、収集した組合員全員分のマイナンバーを、統合専用端末を利用して情報提供ネットワークにアップロードし、組合員全員の機関別符号を6月30日までに取得し、保管する必要がある。7月以降取得した

図3 2017年7月以降の健康保険分野におけるマイナンバー制度のシステムイメージ

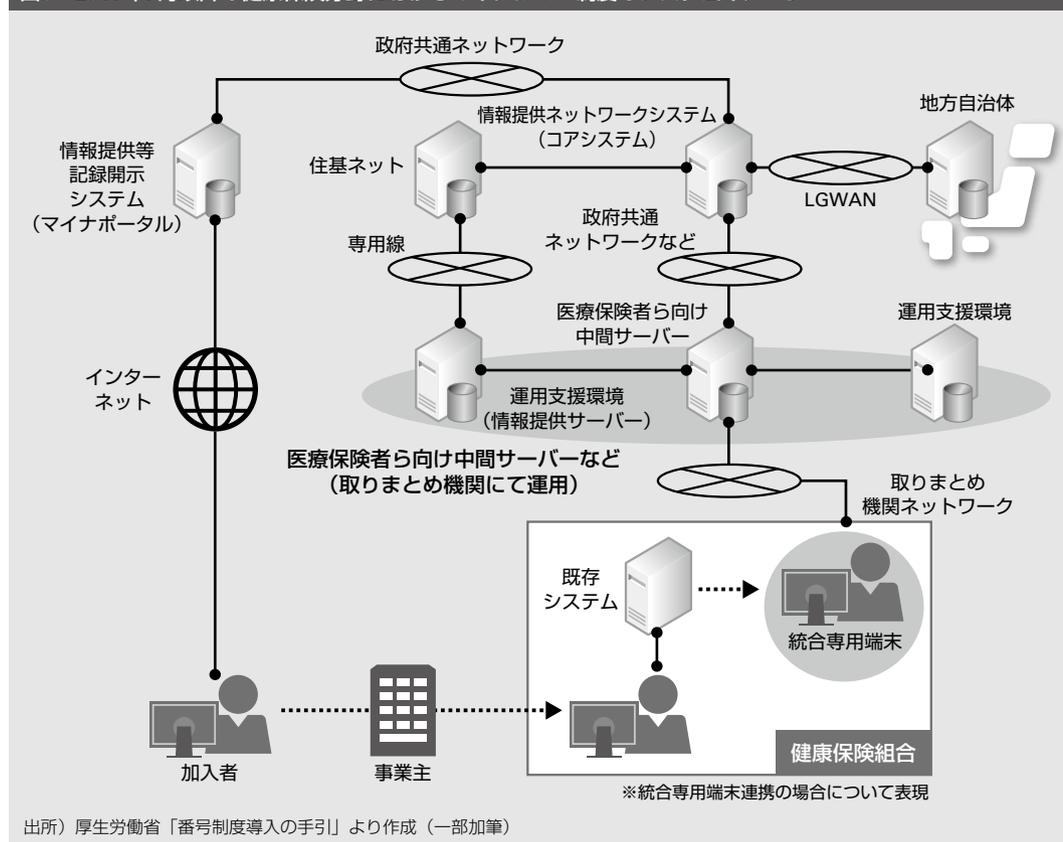
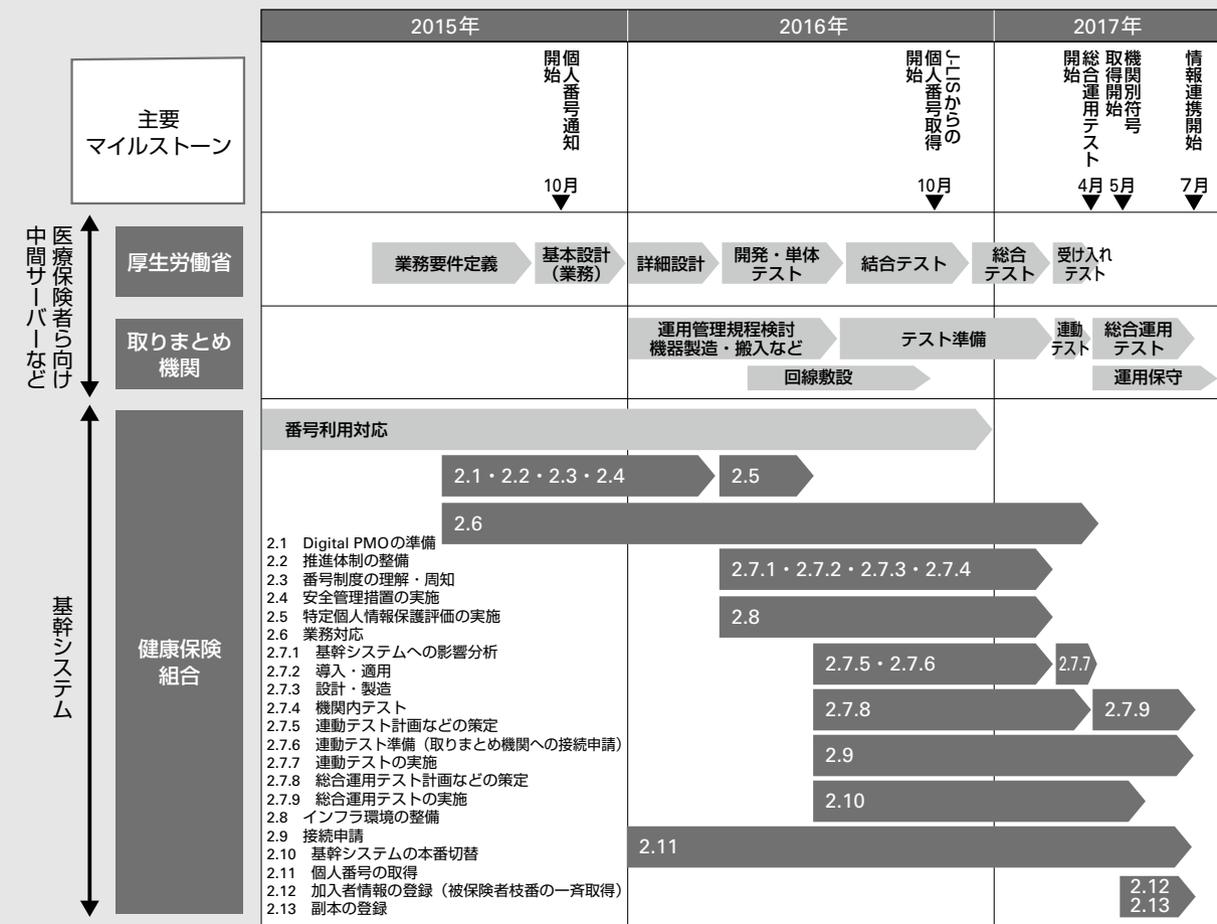


図4 統合専用端末導入までの作業スケジュール



出所) 厚生労働省「番号制度導入の手引」より作成

表5 マイナンバー収集の主体

| 組合種類 | 従業員 | 被扶養者 | 任意継続被保険者・特例退職被保険者、その被扶養者 |
|------|--------|------|--------------------------|
| 単独健保 | 事業者 | 従業員 | 健康保険組合 |
| 総合健保 | 健康保険組合 | | |

表6 組合員からのマイナンバー収集方法

| 収集方法 | ポイント |
|------------|---|
| 事業者経由の収集 | <ul style="list-style-type: none"> 業務委託契約(事業者⇄健康保険組合)の締結 事業者は従業員に対して健康保険組合にマイナンバーを提供する旨を通知 |
| 健康保険組合が収集 | なし |
| 住基ネット経由で収集 | <ul style="list-style-type: none"> データ整備(「氏名(漢字、かな)」「生年月日」「性別」など)の実施 組合員に対して住基ネット経由でマイナンバー収集を行う旨を周知 本人確認の実施不要(個人からのマイナンバー提供に該当しないため) 1件当たり10円の情報照会料が課金される |

被保険者枝番と統合専用端末を利用して、健康保険に関する事務を実施することとなる。

表7 安全管理措置の観点から見た再点検ポイント

| 観点 | 再点検ポイント |
|-----------|--|
| 組織的安全管理措置 | <ul style="list-style-type: none"> 制定した基本方針、取扱規程と実体の整合性チェック 管理部署、取扱部署の適切性（組織変更、業務プロセス） 責任者、担当者の任命状況の適切性（異動、退職、人数） 事案発生時の連絡体制の確認、訓練の実施 |
| 人的安全管理措置 | <ul style="list-style-type: none"> マイナンバー取り扱いに関するルールの徹底 マイナンバー事務実施場所の徹底 社内規定の再確認 税制改正、法令変更に伴うマイナンバー取り扱い変更点の確認（平成28年度税制改正、雇用保険手続関連の省令改正、健康保険手続など） |
| 物理的安全管理措置 | 管理区域、取扱区域内の施錠、入退出管理、機器などの管理状況の点検 |
| 技術的安全管理措置 | <ul style="list-style-type: none"> 暗号化、パスワード保護の実施状況点検 ユーザーID、パスワード変更ルールの遵守状況点検 アクセス権設定状況の点検 監査証跡、利用履歴などの確認 |

表8 マイナンバー業務プロセスの観点から見た再点検ポイント

| プロセス | 再点検ポイント |
|------|---|
| 収集 | <ul style="list-style-type: none"> 収集対象者の妥当性確認（非対象者からの受領、対象者選定漏れ） 関係者への利用目的提示内容、方法およびその状況（クレーム、問い合わせ状況を反映した見直しの実施） 提供拒否者への対応状況の確認と交渉記録の確認 本人確認実施内容の妥当性とその記録の確認^{※1} 未収集者への対応 |
| 保管 | <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の種類とその数の把握（台帳等の整備）^{※2} |
| 利用 | <ul style="list-style-type: none"> 利用事務の妥当性確認（制度改正対応など） マイナンバー記載状況の確認 提出方法確認（提出時に紛失している事例が多い） |
| 廃棄 | <ul style="list-style-type: none"> 不要となったマイナンバーの廃棄状況の確認 廃棄記録の確認 |

- ※1) 本人確認について
本人確認は、身元確認と番号確認という2つのプロセスから構成されている。このうち身元確認については以下の条件を満たす場合に限り省略が可能である（身元確認を省略要件）
- 雇用関係にあること かつ
 - 雇用時に身元確認を実施していること かつ
 - 対面でマイナンバーまたはマイナンバー記載書類の提出を受けること
- ※2) 特定個人情報の種類とその数の把握（台帳等の整備）について
個人情報保護委員会では、特定個人情報の情報漏えいが発生した場合についてその対処方法を「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」として公表している（図5）。事案発生時に速やかに個人情報保護委員会が定めた手順を実施するためには「特定個人情報の種類とその数の把握（台帳等の整備）」が欠かせない

VII マイナンバーに関する 事案発生状況と安全管理措置の 再点検について

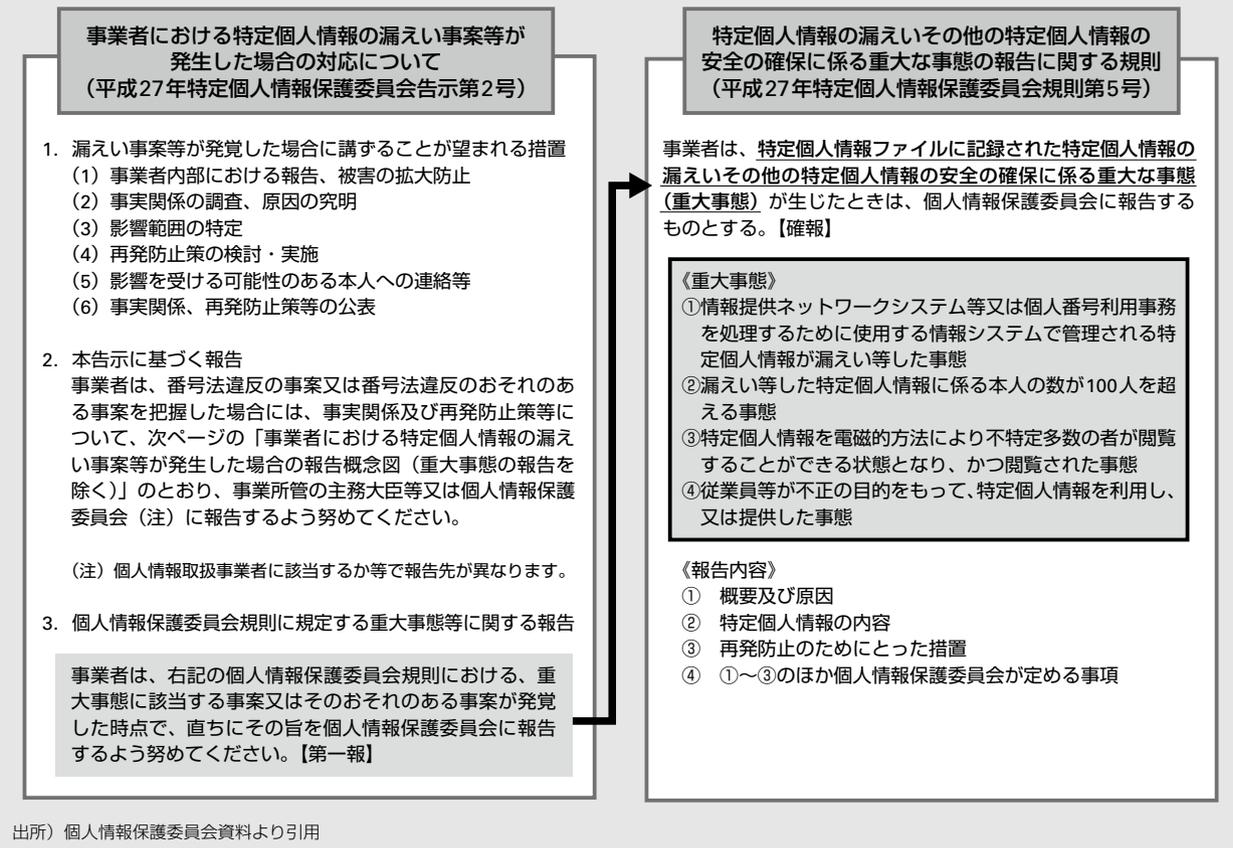
2015年には、日本郵便による通知カードの誤配達・配達中の紛失や、地方自治体による住民票へのマイナンバー記載不備などの漏えいが多数報道された。16年になり、民間法人などでマイナンバー業務が開始されると、事業者らにおけるマイナンバー記載書類の紛失が発生している。個人情報保護委員会のまとめでは、民間事業者において2件の重大な事態が発生している^{注2}。

本格的なマイナンバー利用事務（年末調整、健康保険手続）が発生するこの時期に、ぜひ「構築した安全管理措置の再点検」を実施すべきと考える。表7、8に安全管理措置の観点および業務プロセスの観点から再点検ポイントを記すので、参考にされたい。

また、万が一漏えい事案が発生してしまった場合の報告連絡体制について図5をもとに確認するとともに、マイナンバー取扱業務を外部業者に委託している場合には、業務の実施状況を実査または報告を求め、適切な業務執行を行っていることを再点検する必要がある。

さらに、改正個人情報保護法の施行が2017年9月までに実施されるのを契機として「個人情報保護」と「特定個人情報保護」に関する法人内の仕組みについて再点検を実施すべきであると考えられる。9月にはインターネットサービス大手アメリカYAHOO利用者の個人情報5億件超が不正に持ち出された事案も発生している。インターネットは法人の事業活動にとってのインフラであり、利用しないという選択肢を取り得ない。よって大規模な制

図5 事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応



度改正、他法人における大規模な漏えい事案を契機に、再度自法人の情報保護体制についてPDCAサイクルを持続させていくことが情報化社会にあっては重要であると考える。

注

- <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jizenjyoho/kaisei/280401.htm>
- ①従業員等約400人分のマイナンバーが記載された扶養控除等申告書を顧問税理士に郵送するために車で郵便局へ移動途中、102分ほど車を離れたところ、車両の窓ガラスを割られ、当該申告書が入った段ボールケースなどを持ち

去られた。

- ②再委託先の担当者が、情報システムに記録されていた社員情報(特定個人情報を含む)約400人分を誤って削除した。

出所) 個人情報保護委員会ホームページ「平成28年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」(平成28年10月12日)を要約

著者

塚田秀俊(つかだひでとし)
 戦略IT研究室上級コンサルタント
 専門はマイナンバー制度、改正個人情報保護法、金融実務、IoT、人工知能の調査・研究